

# ひょうご仕事と生活の調和 推進企業宣言

## 宣言企業募集中！

### ひょうご仕事と生活の調和推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス:WLB)推進を  
宣言して、よりよい会社・職場づくりを目指しましょう！

WORK  
LIFE  
BALANCE

Start

人材の確保

職場環境の向上



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

# 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を推進する

## 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)とは

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった個々の私生活も充実させるという考え方です。  
「仕事」と「生活」の「調和」を図ることは、豊かで充実した人生を送るための必須条件です。

## 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)が企業にもたらす効果とは

### 優秀な人材の確保・定着

- ・離職率の低下
- ・求人募集活動への反映

### 能力・意欲の発揮

- ・多様で柔軟な働き方が選択でき、自らの意欲と能力を十分に発揮できる

### 時間管理・業務効率の向上

- ・健康で豊かな生活のための時間が確保できる
- ・業務の効率化による残業削減や経費削減

### よりよい職場風土の形成

- ・コミュニケーションの向上
- ・よりよい職場の雰囲気づくりによる自発性の向上

## 生産性の向上

## 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)実現のための取組とは

- OWL Bを支援する制度や職場環境の整備
- 効果的な働き方をするための業務見直し
- 制度を活用できる組織風土の形成

ひょうご仕事と生活センターは、企業・団体の「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)実現をお手伝いします！！

**まずは、宣言登録しませんか**



# ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは

兵庫県では、働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築を目指しています。

この制度は、仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言する企業・団体を登録し、広く社会に公表しつつ、宣言企業の取り組みを支援していくものです。

宣言登録をすると、次のようなサポートを**無料**で受けることができます。

## コーディネーターの派遣

- ・ひょうご仕事と生活センターのコーディネーターが直接お伺いしワーク・ライフ・バランス実現に向けての最適なサポートを提案します。

## 研修・実践支援の実施

- ・多彩な専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアカウンセラー等)が職場に出向き、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた研修や担当者への実践的なアドバイスをします。

## 企業助成金

ひょうご仕事と生活センターのワーク・ライフ・バランス助成金が活用できます。

- 中小企業育児・介護代替要員確保支援助成金
- 中小企業育児・介護等離職者雇用助成金
- 仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金

※詳細は、ひょうご仕事と生活センターのホームページをご覧ください。

## その他のサポート

- ・中小企業従業員意識調査や自己診断に取り組むことで、ワーク・ライフ・バランスに関わる自組織の現状を分析し、課題を把握することができます。
- ・宣言企業名は、兵庫県・ひょうご仕事と生活センターのホームページに掲載され、企業のイメージアップに繋がります。
- ・ひょうご仕事と生活センターが発行している「情報誌」や、セミナー等で先進事例や調査研究成果を知ることができます。

# 推進を宣言するには

Declaration

まずは、ひょうご仕事と生活センターへお問い合わせください。  
コーディネーターが、詳細のご説明にお伺いします。



「宣言書」様式に、必要事項（企業名・代表者名・所在地等）をご記入の上、センターまで郵送ください。  
後日、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証を発行させていただくとともに、センターHPに宣言企業として企業名などを掲載させていただきます。

## 【ひょうご仕事と生活の調和推進企業 宣言書記入例】

様式第1号

**記入見本**

ひょうご仕事と生活の調和推進企業 宣言書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

ひょうご仕事と生活センター長 様

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度の趣旨に則り、仕事と生活の調和の実現に取り組むことを宣言します。

① 企業名・事業所名	(フリガナ) カシキカイシャ シゴトセイカツ <b>株式会社 仕事と生活</b>		
② 代表者名	職名 代表取締役社長 氏名 勤労 福実		印
③ 所在地	〒650-0011 兵庫県 神戸市中央区下山手通〇-△×-〇〇		
④ ホームページ	http://www.〇△〇-××.co.jp		
⑤ ワーク・ライフ・バランスの取組について	次の項目の取組状況に○をつけ取組内容を記載してください。(複数可)		
	項目	取組中	今後取り組みたい
	超過勤務の削減	○	
	年次有給休暇の取得促進	○	
	仕事と育児の両立支援		○
	仕事と介護の両立支援		○
	その他	○	
⑥ 担当者職氏名	所属 <b>総務部</b> 役職・氏名 <b>総務リーダー 兵庫 薫</b> Tel 078-381-52xx Fax 078-381-52ΔΔ E-mail hyogo@sigototo-seikatu.jp		
⑧ 業種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸・郵便業 9.卸売・小売業 10.金融・保険業 11.不動産・物品賃貸業 12.学術研究・専門・技術サービス業 13.宿泊・飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育・学習支援業 16.医療・福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの) 19.その他( )		
⑨ 事業内容(具体的に)	企業のワーク・ライフ・バランスの推進を支援		
⑩ 従業員数	正社員数 ○〇人 (男性 ○Δ 人、女性 ○Δ 人) パート等の有期雇用社員数 ○〇人 (男性 ○〇人、女性 ○人)		

※上記①④については、当センター及び兵庫県のホームページに公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。  
※申請者が事業所の場合は、事業所の所在地、そこに所属する従業員数を記入ください。  
※会社・団体の概要がわかるパンフレットやホームページのコピー等を添えてご提出ください。

センターが発行する宣言登録証に記載しますので正しくご記入ください。  
×(株)→○株式会社

※宣言書は、センターHPからダウンロードできます。

【お問い合わせ先】  
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会  
**ひょうご仕事と生活センター**  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28  
兵庫県中央労働センター1F  
(TEL)078-381-5277 (FAX)078-381-5288  
(HP)<https://www.hyogo-wlb.jp/>  
(E-mail)info@hyogo-wlb.jp



携帯、タブレットからアクセスできます

